

前回会議の課題

○子どもの貧困の定義について

第1章に記載

子どもの貧困の捉え方 (P.2)

本計画において、「子どもの貧困」は、経済的な要因や社会的、文化的、歴史的などの要因により、子どもの生活や成長に必要なものや経験などが不足することで、子どもが健やかに育ち成長していく環境が損なわれている状況と捉えています。

○生活困窮と生活困難の違いについて

第2章に記載

生活困難層と非生活困難層の分類 (P. 9)

亀岡市は、子どもの生活実態調査において、1) 低所得、2) 家計の逼迫、3) 子どもの体験や所有物の欠如といった3つの要素に該当する状況によって分類を行います。

要素1) 「低所得」

家族全員の収入を世帯員数の平方根で割った額が中央値(真ん中の順位)の人の収入額)の半分(137.5万円)に満たない世帯としています。

要素2) 「家計の逼迫」

「家計の逼迫」とは、公共料金の滞納、食料・衣類を買えなかったことがある世帯としています。

要素3) 「子どもの体験や所有物の欠如」

「子どもの体験や所有物の欠如」とは、子どもの体験や所有物の欠如している世帯としています。

(次頁に続く)

① 生活困窮層	2つ以上の要素に該当	11.5%
② 周辺層	いずれか1つの要素に該当	14.2%
③ 生活困難層	生活困窮層① + 周辺層②	25.6%
④ 非生活困難層	いずれの要素にも該当しない場合	74.4%

①は、複合的な要素により、生活困窮状態に陥っている世帯。また、②は、生活困窮とまではいかないが、何かしら生活に困っている世帯であり、次に何か生活に困窮する事象が発生した場合、「生活困窮層」に陥るリスクを抱えている世帯と定義します。また、①と②を合わせて「生活困難層」としています。

○児童の権利に関する条約について

第1章に記載

条約の理念に基づき子どもの権利が保障されるよう、「亀岡市子どもの権利条例」が制定されています。

第1章 5計画の位置付け(P.3) に「亀岡市子どもの権利条例」との連携を追記しました。

○ひとり親家庭等の実態の「可視化」について

ひとり親家庭等の状況が見えづらいので「見える化」を行い、ひとり親家庭等の「子どもの貧困」を把握していくことが必要であると考えます。

第4章の施策の展開の内容となりますので、次回第4章を議論する際に検討します。

○「就学前児童」の幼児教育について

第4章の施策の展開の内容となりますので、次回第4章を議論する際に検討します。

○「施策の展開」に係る国・府・市事業の区別について

御意見をいただいた「国・府・市」事業の区別については、別紙資料のように区別したものを今回御用意しました。

○「むし歯ができた時の受診状況」に係る「生活困難層」と「非生活困難層」の有意な差について

第4章の施策の展開の内容となりますので、次回第4章を議論する際に検討します。